

【 都筑区版 】 保育所等利用案内

次の項目をすべて確認し、了承した後に申請書を提出してください。


1	「横浜市保育所等利用案内」をよく読み、内容について十分に確認してください。
2	申請前にお子さんと一緒に希望する園を見学し、保育方針、保育時間、受入可能年齢、延長保育・土曜保育の利用方法、車送迎の可否などを確認してください。見学が難しい場合には、園に電話等で園情報を聞き取ってください。 1年以上の前の見学だと、状況が変わっている可能性があります。再度の見学・確認をお願いします。
3	入所後、お子さんが保育所等に慣れるまでの一定期間、通常よりも短い保育時間（慣れ保育）があります。復職日や勤務時間については勤務先とよく調整してください。
4	利用調整の優先順位及び給付認定に影響しますので、提出書類に不足、記入漏れ、内容に誤りがないか確認の上、提出してください。 提出後は返却できませんので、コピーが必要な場合は、ご自身でコピーをとって保管してください。 ※就労証明書の記入漏れや内容誤りが多く見受けられますので、勤務先からお手元に届いた際に必ず確認してください。
5	育児休業中に就労の事由で申請した方は、保育所の利用が決定し、利用開始した場合、 利用開始月の翌月1日までに復職する必要があります 。復職の際には、「 復職年月日 」が記入された 就労証明書 を 復職後に作成 し、提出してください。
6	転園申請中で、転園希望の園に利用が決定した場合、辞退をしたとしても元の園に戻ることは理由のいかんを問わず一切できません。申請の必要がなくなった場合は、早急に申請取下の手続きをしてください。
7	障がいや重い食物アレルギー、医療的ケアを必要とするお子さんなど、個別に支援を必要とする場合には、申請前にお住まいの区の区役所こども家庭支援課へ必ず相談してください。 前述に該当する場合に加え、お子さんの心身の状態や発達について気がかりなことがある場合は、 B票 利用申請書の裏面の「健康状態等」に記入してください。また、 必ずお子さんと一緒に見学の上、お子さんに必要な支援の内容を保育所等と共有してください。
8	B票 利用申請書の「 <input type="checkbox"/> 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい」にチェックを入れた場合、 優先順位が最下位になります 。 なお、 チェックを入れても園の空き状況により利用が決定する場合があります 。利用決定した場合は、内定辞退しても「施設・事業利用調整結果（保留）通知書」は発行されません（保留証明書も同様）。 申請取下をしない限り、入所申請をした月と同年度内は毎月利用調整の対象となります。入所意向が無くなった場合は速やかに申請取下をしてください。
9	申請書の提出後、「妊娠がわかった」「転職した」「仕事をやめた」「家族構成が変わった」など、状況の変化があれば、直ちに必ずお住まいの区の区役所こども家庭支援課（保育担当）へご連絡ください。
10	結果通知などの郵便物が適切に届くよう、表札や転送設定を確認してください。
11	申請中に 横浜市内で転居した場合 、速やかに 転居先の区役所こども家庭支援課 へ「認定変更申請書（住所変更）」を提出してください。提出が無いと、郵便物が届かない場合があります。 横浜市外へ転居し、引き続き保育所等の申請を継続したい場合は 、住民票の異動後、速やかに転居先の保育所申請窓口にて再申請を行ってください。再申請がない場合、申請が継続されません。
12	幼稚園や認可外保育施設と併願している場合、 入園金が返還される期限 などを必ず確認しておいてください。
13	「保育を必要とする事由」に該当しなくなった場合は、給付認定を受けられないため、原則内定取り消しまたは退園となります。
14	育児休業給付金は国の制度です。本制度の詳細は、ハローワークや勤務先に確認してください。

【都筑区版】令和7年度 4月入所申請の注意点

1 申請方法・申請締切日

(1) 一次申請

申請方法 ⇒ 専用封筒等で **郵送** or マイナンバーカードを用いた **オンライン申請**

申請期間	令和6年10月10日(木)～令和6年11月6日(水)	
申請先	«郵送申請の場合(当日消印有効)» 〒231-8350 横浜市子ども青少年局 認定・利用調整事務センター 宛	«オンライン申請の場合(当日送信有効)»  または、横浜市 HP の 「保育所利用のオンライン申請」 を検索
希望施設の変更・追加	令和6年11月28日(木) 窓口 or 郵送 (当日消印有効)	※提出先は区役所

※個別に支援を必要とするお子さんの利用申請をする方、市外の施設を希望する方(裏面参照)は、**窓口申請**
 申請場所：都筑区子ども家庭支援課 保育運営担当(都筑区役所2階24番窓口)

不足書類の提出期限	令和6年11月28日(木) 窓口 or 郵送 (当日消印有効) ※提出先は区役所
	オンライン申請者のみ、 オンライン (当日送信有効) 提出も可能。申請フォームは別途案内。 ※保育を必要とすることを証明する書類、税関係書類、転入確認書類、在園証明書、 ほか、区役所からの指示書類のみ

※「**A**給付認定申請書」「**B**利用申請書」は受付できません。

※保育を必要とすることを証明する書類が間に合わなかった場合は、要件確認ができないため「求職中」として認定・利用調整を行います。

※一次申請の締切日に間に合わない書類は、二次申請の審査から対象となります。二次利用調整は、一次利用調整の結果、入所が可能な施設のみ行います。

※オンライン申請者のみ、**オンライン**(当日送信有効) 提出も可能。申請フォームは別途案内。

(2) 二次申請

申請期間	令和7年1月6日(月)～令和7年2月10日(月)
申請先	«郵送申請(必着)» 〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 都筑区子ども家庭支援課 保育運営担当 行 «窓口申請» 都筑区子ども家庭支援課 保育運営担当 (都筑区役所2階24番窓口) «オンライン申請(当日送信有効)» 上記二次元コードより申請

(3) 申請の取下げ(一部の希望施設の取下げを含む)

利用申請の希望が無くなった場合は、申請の取下げが必要です。速やかに区役所子ども家庭支援課に「利用申請取書」を必ず提出してください。口頭での連絡では取下げできません。

提出が遅れると、既に利用調整が進んでいるため、結果が不利になる場合があります。また、転園の場合は取下げを行っても在園中の施設の利用を継続できない場合があります。

取下げ申請期限	一次申請	令和6年12月27日(金) 窓口 or 郵送 (必着)
	二次申請	令和7年2月21日(金) 窓口 or 郵送 (必着)

※オンライン申請者に限って、一部の希望施設の取下げはオンラインで手続き可能(申請自体の取下げはオンライン手続き不可)。

2 その他の注意事項

(1) 個別に支援を必要とするお子さまの利用申請をする方 **要予約**

- ・障害や発達に心配がある・医療的ケアを必要とするお子さまの利用申請は事前に窓口での相談が必要です。

相談期間 ~令和6年11月6日(水) ※可能な限りお早めに
予約受付 電話：045-948-2321 FAX：045-948-2309

(2) 出生前(出産予定)申請を希望する方(一次申請のみ、オンライン申請不可)

希望する施設が、生後57日から受入可能な園かご確認のうえ、申請してください。

対象	令和7年2月3日(月)までに 出産予定の方 ※出産予定日が令和7年2月4日以降でも、「2月3日までに生まれた場合は4月1日の入所を希望する」方は、申請の対象となります。
追加書類	母子手帳の表紙及び 出産予定日の記載された部分の写し

《注意事項》

一次申請は仮の申請となります。出産後、**令和7年2月10日(月)までに「出生後届出書」を提出してください。**
提出がないと申請は無効となります。なお、申請では児童名は空欄にしてください。

(3) 令和6年度の申請と、令和7年4月の申請を両方している方

- ・令和7年4月からの利用申請をした後、令和6年12月~令和7年3月利用開始の保育所等に内定し、その保育所等を利用する場合、令和7年4月からの利用申請の取下げが必要です。

(4) その他

- ・保育を必要とする事由が「介護」の場合、申請児童本人の介護は対象外です。

3 横浜市外の施設の利用を希望する方(横浜市内にお住まいの方)

横浜市を經由して希望する施設のある市区町村へ申請が行われます。**横浜市のスケジュールではなく、希望する施設のある市区町村のスケジュールに沿って審査が行われますので、締切日に注意してください。**

※締切日や申請にあたっての必要書類は、横浜市保育所等利用案内のP.14をご確認ください。

4 横浜市外にお住まいの方(横浜市内の施設の利用を希望する場合)

現在お住まいの市区町村の保育担当課を經由して横浜市へ申請されます。**横浜市の締切日までに書類が届く必要がありますので、余裕をもってお申し込みください。**また、横浜市の基準に基づいて優先順位を判定するため、可能な限り横浜市の様式も提出してください。必要事項が読み取れない場合、優先順位が下がる可能性があります。

自治体によっては、お住まいの市区町村の保育担当課を經由せずに横浜市へ直接申請できる場合があります。転居予定の有無や転居時期などを伝えた上でご自身がどちらの申請方法になるのか、お住まいの市区町村の保育担当課へ事前に確認してください。

※締切日や申請にあたっての必要書類、重要事項は、横浜市保育所等利用案内のP.14をご確認ください。

【都筑区】令和7年4月保育所入所申請スケジュール

日付	内容 ※ <input type="checkbox"/> 窓は窓口、 <input type="checkbox"/> 〒は郵送、 <input type="checkbox"/> オはオンラインを表しています。
9月13日(金)	<input type="radio"/> 就労証明書配布 区役所で配布のほか、横浜市 HP で公開しています。 
10月1日(火)	<input type="radio"/> 利用案内・申請書類一式公開 横浜市 HP にて公開します。  横浜市 HP
10月10日(木)	<input type="radio"/> 利用案内・申請書類一式配布 区役所、行政サービスコーナー（あざみ野駅・新横浜駅）、地域子育て支援センターポポラ、ポポラサテライトにて配布します。 <input type="radio"/> 一次申請 受付開始 <input type="checkbox"/> 〒 or <input type="checkbox"/> オ ※提出先は区役所ではありません（認定・利用調整事務センター宛て）。 ※オンライン申請フォームは、上記二次元コードよりアクセスしてください。 ※個別に支援を必要とする児童の申請、市外施設への申請は窓口です。
11月6日(水)	<input type="radio"/> 一次申請期限 (<input type="checkbox"/> 〒当日消印有効 / <input type="checkbox"/> オ当日送信有効) <input type="radio"/> 区役所窓口申請期限
11月28日(木)	<input type="radio"/> 希望園の追加・順位変更期限 (<input type="checkbox"/> 窓 / <input type="checkbox"/> 〒当日消印有効) 提出書類：利用申請取下書 兼 利用申請内容変更届出書 11/29 以降の消印が押されたものは、一次申請に反映しません。 <input type="radio"/> 一次申請 不足書類提出期限 (<input type="checkbox"/> 窓 / <input type="checkbox"/> 〒当日消印有効) 11/29 以降の消印が押されたものは、一次申請に反映しません。
12月27日(金)	<input type="radio"/> 一次申請 取下期限（希望園の一部取下含む） 提出書類：利用申請取下書 兼 利用申請内容変更届出書
1月6日(月)	<input type="radio"/> 二次申請 受付開始 <input type="checkbox"/> 窓 or <input type="checkbox"/> 〒 or <input type="checkbox"/> オ 郵送申請の場合、提出先は区役所です。
1月末頃	<input type="radio"/> 一次申請 結果通知発送
1月30日(木)	<input type="radio"/> 一次申請 結果公表日 この日以降に結果の問合せが可能です。
2月10日(月)	<input type="radio"/> 二次申請期限 (<input type="checkbox"/> 窓 / <input type="checkbox"/> 〒必着 / <input type="checkbox"/> オ当日送信有効) <input type="radio"/> 出生後届出書提出期限 (<input type="checkbox"/> 窓 / <input type="checkbox"/> 〒必着)
2月21日(金)	<input type="radio"/> 二次申請 取下期限（希望園の一部取下含む） 提出書類：利用申請取下書 兼 利用申請内容変更届出書
3月10日(月) 前後	<input type="radio"/> 二次申請 結果通知発送
3月13日(木)	<input type="radio"/> 二次申請 結果公表日 この日以降に結果の問合せが可能です。
3月末	<input type="radio"/> 利用料通知発送 事前に利用料をお知らせすることはできません。

※オンライン申請者のみ、
専用フォームからオも可
(当日送信有効)